

パブリック・コメント手続における御意見への対応について

【御意見の趣旨】

是正請求の期限 (知った日から 3 月以内) に関して、裁判等において「知り得た日」が争点になることが多くあり、判例等を参考に条文上で明確にしておくことが望ましいのではないかと

【回答】

条文において明確化することとします

【御意見の背景】

是正請求の期限 (知った日から 3 月以内) に関しては、条例〔案〕のあらまし 3 . (3) において、次のように記載していました

条例〔案〕のあらまし

3 . 是正請求

(3) 是正請求は、行為等を知った日から 3 月以内に行うこととします。

条文としては、概ね、次のようになります

条文としての表記例

是正請求は、行為等があったことを知った日から 3 月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

このような表記で請求期間を定めている制度として次のような例があります

住民監査請求〔地方自治法第 242 条第 2 項〕

前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

審査請求〔行政不服審査法第 14 条第 1 項〕

審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内(…中略…) に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

これらの法律で定められている制度につき、請求期間を経過した後に請求がなされた場合、ただし書 (正当な理由 / やむをえない理由) に該当するか否かが争われることがあります。

この場合の判断基準として、「相当の注意力をもって調査するならば知ることができた」との考え方 (H14/9/17) が示されており、この判断基準を条文上で明確化しておいた方が望ましいとの御意見があったものです

「相当の注意力をもって調査するならば知ることができた」のであれば、正当な理由に当たらないとの考え方です

【対応】

請求しようとする方々の混乱を避けるため、考え方を明記することとし、御教示を参考とさせていただきます。概ね、次のような条文にすることとします

条文としての表記 (予定)

是正請求は、行為等があったことを知り得た日 (相当な注意をもって調査すれば客観的に知り得た日をいう。) から 3 月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

以上